飲食店用

令和２年４月１日より、受動喫煙防止対策が義務付けられます。

飲食店を含む多くの人が利用する施設は、原則屋内禁煙。

喫煙を認める場合は、喫煙室の設置が必要です。

屋内での喫煙が可能となる各種喫煙室

改正健康増進法では、要件等を満たすことによって、店内での各種喫煙室の設置も可能です。

あなたのお店は、**たばこの販売許可を得て**、たばこの対面販売又は出張販売（自動販売機のみの販売は含まない）を行っていますか？

はい

あなたのお店は、次の**２つの要件をすべて**満たしていますか？

１）喫煙する場所を提供することを主な目的とする施設（例　シガーバー等）

２）椅子、テーブル等の設備を設けて飲食させる営業を行っている。（※ご飯類、麺類、パン類等の通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く）

いいえ

設置できる喫煙室

④

いいえ

あなたのお店は、次の**３つの要件をすべて**満たしていますか？

１）令和２年４月１日現在で飲食店として営業している。

２）資本金又は出資の総額が 5,000 万円以下である。

３）客席面積が 100 ㎡以下である。

いいえ

設置できる喫煙室

①・②

はい

設置できる喫煙室

①・②・③

＜喫煙室の名称＞

種類	① **喫煙専用室**	② **指定たばこ専用喫煙室**	③ **喫煙可能室**	④ **喫煙目的室**
内容	**喫煙のみ可** **（飲食等は不可）**	**喫煙は「加熱式たばこ」に限定されるが、飲食等のサービス提供が可能**	**喫煙に加え、飲食等のサービス提供が可能** **（所定の届出が必要）**	**喫煙に加え、飲食等のサービス提供が可能**
設置できる場所	**屋内の一部** **（お店の全体を喫煙室にはできない）**		**屋内の全部または一部**	**屋内の全部または一部**

※「喫煙可能室設置施設　届出書」は市のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞからダウンロードできます。